２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）企業の基礎的な技術力

①　企業の施工能力

・工事中事故に関すること

・入札参加資格停止に関すること

ロ）企業の高度な技術力

①　施工計画

・【性能、機能①】

施工計画の作成段階において配慮すべき事項を下記１項目について、具体的な施工方法、提案について記載する。

ａ　新旧システムの切替時（構築時）に、運用している業務への影響を最小限にする（極力運用を継続させる等の）具体的な提案

上記に関する項目の技術提案総数は２項目とする。２項目を超えて記述がある場合は、記述上段２項目までを評価対象とする。

・【性能、機能②】

維持管理性向上に資する事項について具体的な技術提案及び期待される効果について下記３項目について、記載する。なお、提案等については図や表を使用し簡潔に記載する。

ａ　定期的交換が必要な機器の部品交換の簡便性の向上

ｂ　機器等の保守性向上に関する提案（見積金額に影響しない範囲であること）

ｃ　メンテナンススペースを考慮したうえでの省スペース化を計る対策

上記に関する項目の技術提案総数はａ～ｃごとにそれぞれ１項目とする。それぞれ１項目を超えて記述がある場合は、記述の上段を評価対象とする。

ただし、予備品及び保守用品の追加納入に関する提案については評価対象外とする。

・【リスク軽減】

各施工段階で想定されるリスクを抽出し、有効な対策を講ずる仕組み又はその対策内容及び期待される効果について下記４項目について、記載する。

ａ　機器の設置及び資材の搬入や取卸し

ｂ　機器の現場搬入から運用開始までの損傷防止対策についての具体的な提案

ｃ　他工事との輻輳作業または車線近接作業

ｄ　事業継続が困難な場合（災害等による工場閉鎖）であっても機器製作期間への影響を最小限にする為の具体的な提案

上記に関する項目の技術提案総数はａ～ｄごとにそれぞれ１項目とする。それぞれ１項目を超えて記述がある場合は、記述の上段を評価対象とする。

・【維持機能①に関すること】

現地において実施する各種機器の試験項目、試験方法とその効果及び取得したデータについて不具合や老朽化等の早期発見に資する活用方法に関する提案を記載する。

上記に関する項目の技術提案総数は最大２項目とする。２項目を超えて記述がある場合は、記述の２段目までを評価対象とする。

ただし、機材仕様書・特記仕様書及び共通仕様書等に実施すると記載した試験項目、類似する試験項目は評価対象外とする。

・【維持機能②に関すること】

ＮＥＸＣＯ社員等への講習の具体的方策について、特記仕様書「講習会の実施」に示す項目以外で下記２項目について、記載する。

ａ　西日本高速道路（株）社員及びグループ社員に対する操作説明会、運用訓練等の頻度及び方法

ｂ　保守員への機器保守説明会の頻度及び方法（ツール等）

上記に関する項目の技術提案総数はａ～ｂごとにそれぞれ１項目とする。１項目を超えて記述がある場合は、記述の上段を評価対象とする。

ただし、過剰な講習、研修等の追加に関する提案については評価対象外とする。

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。ただし、開札時における最低入札額が審査対象基準価格を下回る場合に限り、最低入札額を価格評価基準額とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑸　上記⑷により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　上記⑵２）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　西日本高速道路株式会社　四国支社　総務企画部　経理課　課長代理　松木　洋明　〒760―0065 香川県高松市朝日町４－１－３　電話087―825―1886

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間：令和５年７月31日（月）から令和５年８月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。

②　交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「233000012」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時00分から午後４時00分まで、上記４⑴の場所において入手することができる。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：令和５年８月１日（火）から令和５年８月30日（水）までの休日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分までとする。

②　提出場所：上記４⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）すること。

⑷　入札書の提出期限、場所及び提出方法

①　提出期限：令和５年10月27日（金）午前11時00分まで。（ただし、郵送による入札については、期限までに上記４⑴へ必着させること。）

②　提出場所：上記４⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参又は郵送すること。

⑸　開札の日時及び場所

①　開札日時：令和５年10月30日（月）午後１時30分

②　開札場所：上記４⑴の１階入札室